

浪速区社会福祉協議会協議会日より「わになろなにわ」発行にかかる入札実施のお知らせ

社会福祉法人
大阪市浪速区社会福祉協議会
(担当：地域支援担当 泉谷)
電話 06-6636-6027

浪速区社会福祉協議会日より「わになろなにわ」の印刷等にかかる入札を行いますので、下記の要領でご参加ください。

記

1. 入札参加要件

- ・ 大阪市の入札参加資格を持つ印刷業者
- ・ 大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- ・ その他入札参加に不相当と認められる者でないこと。

2. 見積内容

別紙仕様書のとおり（詳細については、担当者までお問い合わせください。）

3. 課 題

別紙「課題の内容」のとおり

4. 提出期限・提出先

平成29年4月28日（金）午後5時まで

事前に担当者に電話連絡のうえ、別紙「企画コンペ参加申込書」を記入し、本会から示す課題に対する制作物7部、見積書及びできる限り継続的な発行を行った過去の広報紙1部を添えて下記まで直接提出してください。

詳細は別紙「コンペについて」を参照

大阪市浪速区難波中3-8-8

浪速スポーツセンター1階（地域支援担当）

5. 納期・納品場所

別紙仕様書のとおり

6. そ の 他

- (1) 見積書は、消費税込みでお願いします。
- (2) 課題にかかるデザインも業者選定の要素に加味します。
- (3) 入札結果は、5月8日までにFAXまたは電子メールでお知らせします。

コンペについて

1) 概要

参加申込書に記入のうえ、本会から示す課題に対する制作物と見積金額及びできる限り継続的な発行を行った過去の制作物（広報紙）1部を提出のこと。見積もり金額を考慮に入れながら、課題制作物・過去の制作物の内容について重視する。

2) 提出物

企画コンペ参加申込書

見積書（貴社の社印を押印のこと）

課題制作物7部、過去の制作物1種1部

誓約書

3) 提出場所

大阪市浪速区社会福祉協議会

大阪市浪速区難波中3-8-8

浪速スポーツセンター1階（地域支援担当）

4) 提出期限

平成29年4月28日（金） 午後5時まで

5) 審査

大阪市浪速区社会福祉協議会において審査する。

6) 結果連絡

審査終了後、採用・不採用に関わらずFAXまたは電子メールにて通知する。

7) その他

課題作成にかかる経費は一切負担しない。

提出される企画案は、他において使用及び発行されていないものに限る。

8) 問合せ先

大阪市浪速区社会福祉協議会 （地域支援担当：泉谷）

TEL 6636-6027

FAX 6636-6028

課題の内容

課題は2点です。

以下、広報誌タイトル及び記事を、イラストを付けてレイアウトしてください。

記事サイズ：課題①②で1面を構成すること（紙面サイズは縦406mm×横271mm）

①②のサイズは各縦200mm×横271mm（1面の半分）程度とすること

①広報誌タイトル

浪速区社会福祉協議会だより わになろなにわ

発行月：平成28年 7月号

編集・発行／社会福祉法人 大阪市浪速区社会福祉協議会

〒556-0011 大阪市浪速区難波中3-8-8

浪速スポーツセンター内1・2階（大阪府立体育館南側）

TEL. 6636-6027 FAX. 6636-6028

ホームページアドレス <http://www.naniwa-ku-cosw.or.jp>

※タイトル部分に、「わになろなにわ」ロゴとホームページのQRコードを掲載すること。

記事タイトル：ボランティアのひろば「夏のボランティア体験 参加者募集」

サブタイトル：今年もボランティアの季節がやってきた!!

これまでなかなか参加できなかったあなたにうれしいお知らせ。1日だけの参加もOK、1人で参加しても安心！「ちょっと興味あるんやけど」「ちょっとだけ参加してみたい」、そんな「ちょっと」が実現できるプログラムがいっぱいです！

日 時：平成28年7月

場 所：浪速区在宅サービスセンター

内 容：浪速区社会福祉協議会のホームページ「夏のボランティア体験」を参照、または下記までお問い合わせください。

定 員 活動ごとに異なります

申込方法 体験内容をご確認のうえ、電話またはホームページからお申込みください。

参加費用 300円（ボランティア活動保険代に充当。加入済の方は不要）

問 合 せ 浪速区社会福祉協議会

TEL 6636-6027

FAX 6636-6028

「夏のボランティア体験希望」とお伝えください。

ホームページアドレス：<http://www.naniwa-ku-cosw.or.jp/>

○はじめてのボランティア講座（オリエンテーション）

はじめてボランティアを体験する方を対象とした体験入門説明会です。
ボランティア活動について疑問や不安のある方はぜひご参加ください。

日 時：7月23日（土）午後1時30分～4時
場 所：浪速区社会福祉協議会（ボランティアビューローまたは多目的室）
企 画：妊婦さんの気持ちになってみよう、アロマせっけん作り体験
締 切：7月18日（月・祝）まで

②記事タイトル：つながろうご近所さん パート5～地域で寄りそうまちへ～

認知症講演会&在宅医療講演会（同時開催）

日 時：平成29年2月24日（金）午後2時～4時（午後1時30分開場）
場 所：浪速区民センター ホール（浪速区稲荷2-4-3）
定 員：200名（当日先着順） ※参加費無料 ※車椅子席あり

第1部 認知症講演会

基調講演 「認知症と生活習慣」

竹中裕昭医師（竹中医院）

民生委員からの活動報告

岩上昭信氏（浪速区民生委員児童委員協議会会長）

認知症初期集中支援推進事業について

中本博子氏（浪速区オレンジチーム地域支援推進員）

第2部 在宅医療講演会

講演 「〇〇について」

藤吉理夫医師（なんば南藤吉医院）

主催：第1部 浪速区医師会 第2部 浪速区役所

共催：第1部 浪速区歯科医師会・浪速区薬剤師会・浪速区地域包括支援センター・
浪速区民生委員児童委員協議会・浪速区オレンジチーム・認知症講演会実行委員会

第2部 浪速区在宅医療・介護連携推進会議

問合せ：浪速区地域包括支援センター 電話：06-6636-6029

浪速区役所 電話：06-6647-9882

ご注意）イラスト等のデータは、ご連絡いただいた事業者様のみ提供いたします。

問合せ：地域支援担当

TEL 6 6 3 6 - 6 0 2 7 FAX 6 6 3 6 - 6 0 2 8

平成 年 月 日

社会福祉法人
大阪市浪速区社会福祉協議会
会 長 松 尾 武 司 様

住所又は事務所所在地

フリガナ

商号又は名称

フリガナ

氏名又は代表者名

印

(契約書に押印する印鑑と同一印)

生 年 月 日

年 月 日生

誓 約 書

私は、大阪市浪速区社会福祉協議会（以下区社協という）が大阪市暴力団排除条例に基づき、区社協実施事業等により暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

- 1 私は、大阪市浪速区社会福祉協議会（以下区社協という）が実施する、入札に参加（落札者においては受注）するに際して、大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者のいづれにも該当しません。
- 2 私は、大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、区社協及び大阪市（以下区社協等という）から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 私は、本誓約書及び役員名簿等が区社協を通じて大阪市および大阪府警察本部に提供されることに同意します。
- 4 私が本誓約書1に該当する事業者であると区社協等が大阪府警察本部から通報を受け、又は区社協等の調査により判明した場合は、大阪市暴力団排除条例及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、区社協等のホームページ等において、その旨を公表することに同意します。
- 5 私が大阪市暴力団排除条例第7条に規定する下請負人等を使用する場合は、これら下請負人等（ただし、契約金額500万円未満のものは除く。）から誓約書を徴し、区社協に提出します。
- 6 私が使用する下請負人等が、本誓約書1に該当する事業者であると区社協等が大阪府警察本部から通報を受け、又は区社協等の調査により判明した場合、下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

○大阪市暴力団排除条例（抜粋）

（公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除に関する措置）

第8条 市長は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと
 - (2) 入札の参加者の資格を有する者（以下「有資格者」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該有資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと
 - (3) 有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、必要に応じ、その旨を公表すること
 - (4) 公共工事等に係る入札の参加者の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者であって、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置
 - (5) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を契約の相手方としないこと
 - (6) 公共工事等及び売払い等の契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該公共工事等及び売払い等の契約を解除すること
 - (7) 公共工事等の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、契約相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、契約相手方との当該公共工事等の契約を解除すること
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置
- 2 市長は、前項各号（第3号を除く。）に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、契約相手方及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。
- 3 市長は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

○大阪市暴力団排除条例施行規則（抜粋）

（暴力団密接関係者）

第3条 条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は第1号から前号までのいずれかに該当する者のあるもの
 - ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
 - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
 - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
 - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者